

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

（1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法	仙北市全域
山村振興法	旧中川村、旧白岩村、旧雲沢村、旧生保内村 旧田沢村、旧西明寺村、旧桧木内村
過疎法	仙北市全域

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

（エ）市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の農用地（以下「緩傾斜農用地」という。）であり、次の（a）～（c）までのいずれかの要件を満たすこと。

（a）急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

（b）一団の緩傾斜農地であり、勾配が田1/50以上、畑10度以上。

（c）緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国の中山間地域の平均以上とする。(高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑(草地含む)10%以上)

(2) 集落協定の共通事項

1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地(以下「協定農用地」という。)及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、平成27年度以降に締結することも可能とする。

3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項(中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価(以下「通常単価」という。)を交付する協定にあっては必須事項であり、(3)「集落マスター

プラン」の内容と整合をとること。)

ア 農用地等保全マップの作成

将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項について定めた図面を協定認定年度に作成し活動を実践することとする。

- ①農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
- ②既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲
- ③農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④自己施工の箇所、整備内容、受益する農地の範囲及び面積（A 要件「農業生産条件の強化」を選択した場合に記載）
- ⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積（A 要件「多様な担い手の確保」を選択した場合に記載）
- ⑥その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

イ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかを選択する。

(ア) 以下の要件の a～j のうちから 2 つ以上を選択して、その活動項目における現況及び平成 31 年度までに達成する目標を定める。

- a 協定農用地の拡大
- b 機械・農作業の共同化
- c 付加価値型農業の実践
- d 地場産農産物等の加工・販売
- e 農業生産条件の強化
- f 新規就農者の確保
- g 認定農業者の育成
- h 多様な担い手の確保
- i 担い手への農地集積
- j 担い手への農作業の委託

(イ) 以下の要件の a 又は b のいずれかの活動項目を選択して、その活動項目における現況及び平成 31 年度までに達成する目標を定める。

- a 集落を基礎とした営農組織の育成
- b 担い手集積化

(ウ) 協定農用地について農業生産活動を継続し得る体制を構築し、集落協定を位置付ける。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、仙北市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める者等、地域の実情にあわせ市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

2-(4)-イ-(ア)-e 農業生産条件の強化に必要な工種については、下記のように定めることとする。

1) ほ場整備

- ア 区画整理
 - (ア) 畦畔の造成
 - (イ) ほ場進入路の造成
 - (ウ) 心土破碎
 - (エ) 客土・土壌改良材の投入
- イ 暗渠排水
 - (ア) 弾丸暗渠の簡易な暗渠排水の敷設

2) 水路工

- ア 現場施工による用排水路の施設
- イ 水路（コンクリート2次製品）の設置
- ウ 取水、分水施設の設置
- エ ポンプ場の新設、更新
- オ ため池の新設・改修

3) 道路工

- ア 農道の新設、拡幅
- イ 農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装